

◇提出書類及び注意事項（法人用）

1. 登録申請書(別記様式第七)

登録申請者が専任の不動産鑑定士である場合は「登録申請者が自ら実地に不動産の鑑定評価を行う」旨を別記様式第七第二面の余白に記載すると、後述の「5. 事務所ごとに専任の不動産鑑定士を備えていることを証する書面」は不要です。

2. 不動産鑑定業経歴書(添付書類(イ))

新規の場合は創業年月日（申請日以前の日付であること）のみ記入してください。

3. 事務所ごとの不動産鑑定士及び不動産鑑定士補の氏名を記載した書面(添付書類(ロ))

4. 誓約書（申請者が法第25条各号に該当しないことの誓約）

（1）申請者が法人である場合にはその役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）全員についての誓約書。当該法人の代表者が各役員を代表してその旨を誓約しても可

（各号の説明）

- ・法第25条第1号 破産者で復権を得ない者
- ・法第25条第2号 禁錮以上又は不動産鑑定に関し罰金以上の刑に処せられ刑の執行を終えない者
- ・法第25条第3号 不動産鑑定士(補)の登録消除を受けて3年を経過しない者
- ・法第25条第4号 不動産鑑定業者の登録消除処分を受けて3年を経過しない者
- ・法第25条第5号 不動産鑑定業の業務停止処分期間中に廃業しその期間が満了しない者

（2）法人が法第25条第1、2、4、5号に該当しないことの誓約

5. 事務所ごとに専任の不動産鑑定士を備えていることを証する書面(法第35条第1項)

辞令、任命書等の写し又は業者の発行する専任の不動産鑑定士勤務証明書
登録申請者が専任の不動産鑑定士となる場合は不要です。

6. 定款又は寄付行為(写し)

7. 法人の登記簿謄本(商業登記簿謄本又は法人登記簿謄本)

履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書

8. 登録申請者の略歴書

9. 専任の不動産鑑定士の略歴書

申請者が専任の不動産鑑定士となる場合は、「登録申請者兼専任の不動産鑑定士の略歴書」を使用してください。

10. 専任の不動産鑑定士の登録通知書(写し)

新規の場合のみ添付してください。

11. 専任の不動産鑑定士の住民票抄本

外国籍の方は国籍が記載されているもの

12. 事務所案内図

13. 事務所を確認する書面

法人で登記されていない場合は、賃貸契約書の写しなど